

工事成績採点の審査項目別運用表(土木)

[入力方法] 該当する項目「・」の「○、×」を選択する。該当しない場合は「_」を選択する。

(検査員)

審査項目	細別	a	b	c	d	e	
		施工管理が優れている	施工管理がやや優れている	他の事項に該当しない場合	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である	
2. 施工状況	I. 施工管理 その1	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 建設工事請負基準約款第19条第1項(1)から(5)に基づく設計図書の照査を確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則に記された設計図書の照査等が実施されている。また、設計図書の照査等の結果をその不都合に関わらず、書面で監督員に提出し確認を求めている。(文書で整理されている。) 土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則に記された工事測量が実施されている。また、設計図書の工事測量の結果をその不都合に関わらず、書面で監督員に提出し確認を求めている。(文書で整理されている。) ICT活用の照査が実施され、書面で監督員に提出し確認を求めている。(この項目が×の場合は、他項目の評価に関わらず本評価対象項目が×となる。ICT活用試行対象工事以外は本項目を削除する。) <p><input type="checkbox"/> 施工計画書が工事着手前に提出され、その記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施工計画書に所定の項目が記載され、契約後概ね1か月以内に提出されている。または1ヶ月以内に提出しない(できない)理由を書面にて監督員と協議(あるいは報告)しその後現地着手前にすみやかに提出している。 設計図書の条件明示を確実に反映した施工計画書になっている。 施工計画が現場状況(地形、地質、周辺環境、交通量等)を反映した具体的な内容となっている。 安全対策が具体的・的確に記載され、実施されている。 施工計画書に変更が生じた場合、当該工事の着手前に変更計画書が監督員に提出されている。 <p><input type="checkbox"/> 現場代理人、作業主任者等の作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> KY日誌で現場代理人の常駐状況が確認できるとともに、朝礼時において作業体制を的確に把握できる。 施工計画書の現場組織表で、現場責任者が明記されている。 施工計画書の安全管理組織表で、下請けも含め安全衛生責任者、作業主任者等が明記されている。 <p><input type="checkbox"/> 下請に関する手続き等が適切に行われ、施工されていることが確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施工体制台帳及び施工体系図が作成され、工事現場に備えるとともに、監督員に提出されている。 施工体制台帳の記載事項は適正に記入されており、添付が必要な書類も全て提出されている。 施工体系図は、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示されている。 下請負人が再下請を行う場合に再下請通知書を元請負人に提出する旨の掲示を行っている。 施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合、その都度、監督員に提出されている。 下請に対する引き取り(完成)検査を実施していることが確認できる。 下請に対する当初契約・変更契約が適切になされていることが確認できる。 <p><input type="checkbox"/> 立会確認の手続きが事前になされていることが確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 立会確認が適切に実施されたことが書面で確認できる。 段階確認について、土木工事監督技術基準により、事前に段階確認願(種別、細別、施工予定時期等)が書面で監督員に提出されている。 段階確認が適切に実施され、工程表と整合する。 中間検査が適切に実施され、工程表と整合する。 			<ul style="list-style-type: none"> 設計図書と適合しない箇所があり、文書により手直し指示を行った。 契約図書に基づき施工上の義務につき、検査員より指示を行った。 <p>上記1項目該当事項があれば・・・ d</p> <p>2項目以上該当すれば・・・・・・・ e</p>		

<p>2. 施工状況</p>	<p>I. 施工管理 その2</p>	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料(質)のチェック、材料の保管、事前の対応、品質を保つための現場条件、品質を保つための方策の徹底、事後の対応、出来形に評価される品質の各々の時点における工夫が書面で確認できる。(「別紙6-1,6-2 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況」の提出が必要。) <p><input type="checkbox"/> 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コリンズ登録が適正に行われている。 ・ 工事記録等(提示資料は現場で使用したものそのままを提示すれば良いことから対象外)が目的別にインデックス等で分かりやすく整備されて、その整備資料全体がわかるように、総括表でまとまっている。 ・ 工事書類簡素化の趣旨に則り、必要とされる書類が簡潔にまとめられている。(提示書類と提出書類がきちんと区別整理され、工事書類作成マニュアル記載資料以外の提出がない。) ・ 法的な手続き等が必要なものに提出の漏れがない。(休日・祝日作業、道路使用、港湾区域の使用、労働基準監督署、海上保安本部への提出書類などの整備資料でチェックする。) ・ キャリブレーションの必要な機器は、その成績結果表が添付されている。 ・ 計算式等で算出根拠を説明するものがある場合、図表等を利用しわかりやすく整理されている。(例:薬注の注入量)(該当がない場合は、項目削除する。) ・ 写真帳の撮影箇所を略図等が添付され、把握しやすく見やすく整理されている。(電子納品の場合は、写真帳の添付図または写真内の黒板等の略図、及び写真情報の記載により、該当位置・部分及び状況が明確に確認出来ること。) ・ 説明のスムーズさから資料の整理、把握の良さがうかがえる。 <p><input type="checkbox"/> 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切になされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マニフェストが整理され、所要の数量と整合する。 ・ 施工計画書に再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画書が当初から添付されている。 ・ 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画書(実施書)が添付されており、数量が確認できる。 ・ 建設副産物の最終処分地又は中間処理地が当初から計画されている。 ・ 産業廃棄物の処分について、委託が収集運搬業許可及び処分業許可を受けた会社と契約されている。 ・ 速やかに「再資源化等完了報告書」が提出されている。 <p><input type="checkbox"/> 建退共の証紙が適切に配布され管理されている。(中小企業退職金共済制度加入者は、これに読み替える。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建退共制度等に加入している。 ・ 建設業退職者共済証紙購入状況報告書を工事完成時に提出している。 ・ 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場であることが表示されている。 <p><input type="checkbox"/> 社内の管理基準等が作成され管理している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理基準がない工種について、独自の管理基準を設定し管理していることが確認できる。 ・ 社内管理基準(目標)を設定するとともに、その運用方法(目標をオーバーした場合の検討体制や検討プロセス等の具体的な対処方法など)を定め、管理されている。 ・ その管理基準により、社内検査(書類検査)が完了していることが書面で確認できる。 ・ その管理基準により、社内検査(現場検査)が完了していることが書面で確認できる。
----------------	------------------------	---

[入力方法]該当する項目「・」の「○、×」を選択する。該当しない場合は「_」を選択する。

(検査員)

<p>2. 施工状況</p>	<p>I. 施工管理 その3</p>	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。(3億円以上の工事及び所属長等が必要と認める工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質証明員届が提出されている。 ・ 品質証明員の資格は、一級土木施工管理技士又は技術士である。 ・ 品質証明員の現場経験が10年以上である。 ・ 適切な時期に現場の施工実態の確認を実施している。 ・ 検査前に工事関係書類等の事前確認を実施している。 ・ 品質証明書の書式が指定されたもので、証明者の押印及び受注者の社印がある。 <p><input type="checkbox"/> 工事材料の品質を確保していることが確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事材料の品質保証等が適切に整理されている。 ・ JISマーク表示品については、JISマーク表示状態が確認できる。 ・ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 ・ 指定材料について材料確認願いが事前に提出されている。 <p><input type="checkbox"/> ・ その他()</p>			
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上..... a</p> <p>評価値が80%以上～90%未満..... b</p> <p>評価値が60%以上～80%未満..... c</p> <p>評価値が60%未満..... d</p> <p>※評価対象数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p>	<p>●評価方法</p> <p>①チェック項目「・」のうち、該当項目は「○」、該当なしは「×」、評価の対象としない項目は「_」を選択する。</p> <p>②評価対象項目「□」のうち、該当項目は「■」、該当なしは「×」、評価の対象としないものは「_」とする。</p> <p>③評価対象項目の下欄のチェック項目「・」が複数の場合、チェック項目数の2/3以上あれば、□を■に変更する。⇒(該当していることを明示)</p> <p>④評価値 ()% = 該当項目数() / 評価対象項目数()</p> <table border="1" data-bbox="2040 1374 2143 1468"> <tr> <td>評価</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d4edda;"></td> </tr> </table>	評価	
評価					

[入力方法] 該当する項目「・」の「○、×」を選択する。該当しない場合は「_」を選択する。

(検査員)

考查項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	I. 出来形 サンプル数が10個以上の場合	<ul style="list-style-type: none"> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。 	<ul style="list-style-type: none"> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。 	<ul style="list-style-type: none"> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。 	<ul style="list-style-type: none"> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。 	<ul style="list-style-type: none"> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 測量機器の検定証明書は提出不要であるが、認定期間切れの測量機器を使用した工事等、著しく出来形管理に問題があると認められる工事は「d」評価とする。 </div>
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫がある。 <ul style="list-style-type: none"> 測定表に出来形寸法を測定した箇所の略図等が掲載されている。 管理表による傾向、課題等が一目で判断できる。 <input type="checkbox"/> 出来形測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。 <ul style="list-style-type: none"> 不可視部分の出来形寸法が確認できる写真が撮影されている。(監督員等が臨場した箇所を除く) 完成写真等に、不可視部分の参考写真が添付されている。(竣工写真では工事内容が分かりにくい場合、不可視部分の参考写真が添付されている。例:海岸(潜堤)工事。該当がない場合は削除) <input type="checkbox"/> 社内の管理基準等が作成され管理している。 <ul style="list-style-type: none"> 市の管理基準のない工種について、独自の管理基準を設定し管理していることが確認できる。 社内管理基準(目標)を設定するとともに、その運用方法(目標をオーバーした場合の検討体制や検討プロセス等の具体的な対処方法など)を定め、管理されている。 その管理基準により、社内検査(書類検査)が完了していることが書面で確認できる。 その管理基準により、社内検査(現場検査)が完了していることが書面で確認できる。 <input type="checkbox"/> 写真撮影要領の撮影項目、時期、頻度を満足している。 <ul style="list-style-type: none"> 市の写真管理基準がない工種は、社内管理の撮影工種、項目、頻度、箇所などについて当該工事に即して施工計画書に具体的記述が補足されている。 写真管理基準の撮影頻度(時期)に基づき、撮影していることが確認できる。 工事写真帳は写真管理基準に基づき作成されている。 起終点の表示が写真上で明示され、着手前と完成時が比較できる。 <input type="checkbox"/> その他() <p>バラツキが概ね(50)%以内で 評価対象項目の()項目以上が該当</p>		<ul style="list-style-type: none"> 出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 <p>上記に該当があれば・ d</p>	<ul style="list-style-type: none"> 出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、検査職員が文書で補修(手直し)指示を行った。 <p>上記に該当があれば・ e</p>			
<p>●評価方法</p> <p>①チェック項目「・」のうち、該当項目は「○」、該当なしは「×」、評価の対象としない項目は「_」を選択する。</p> <p>②評価対象項目「□」のうち、該当項目は「■」、該当なしは「×」、評価の対象としないものは「_」とする。</p> <p>③評価対象項目の下欄のチェック項目「・」が複数の場合、チェック項目数の2/3以上あれば、□を■に変更する。⇒(該当していることを明示)</p>								<p>評価</p>

[入力方法]該当する項目「・」の「○、×」を選択する。該当しない場合は「__」を選択する。

(検査員)

考查項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	I. 出来形 サンプル数が3個以上、10個未満の場合	/	/	<ul style="list-style-type: none"> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。 	<ul style="list-style-type: none"> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。 	<ul style="list-style-type: none"> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、b～b'に該当しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 測量機器の検定証明書は提出不要であるが、認定期間切れの測量機器を使用した工事等、著しく出来形管理に問題があると認められる工事は「d」評価とする。
				<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫がある。 <ul style="list-style-type: none"> 測定表に出来形寸法を測定した箇所の略図等が掲載されている。 管理表による傾向、課題等が一目で判断できる。 <input type="checkbox"/> 出来形測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。 <ul style="list-style-type: none"> 不可視部分の出来形寸法が確認できる写真が撮影されている。(監督員等が臨場した箇所を除く) 完成写真等に、不可視部分の参考写真が添付されている。(竣工写真では工事内容が分かりにくい場合、不可視部分の参考写真が添付されている。例:海岸(潜堤)工事。該当がない場合は削除) <input type="checkbox"/> 社内の管理基準等が作成され管理している。 <ul style="list-style-type: none"> 市の管理基準のない工種について、独自の管理基準を設定し管理していることが確認できる。 社内管理基準(目標)を設定するとともに、その運用方法(目標をオーバーした場合の検討体制や検討プロセス等の具体的な対処方法など)を定め、管理されている。 その管理基準により、社内検査(書類検査)が完了していることが書面で確認できる。 その管理基準により、社内検査(現場検査)が完了していることが書面で確認できる。 <input type="checkbox"/> 写真撮影要領の撮影項目、時期、頻度を満足している。 <ul style="list-style-type: none"> 市の写真管理基準がない工種は、社内管理の撮影工種、項目、頻度、箇所などについて当該工事に即して施工計画書に具体的記述が補足されている。 写真管理基準の撮影頻度(時期)に基づき、撮影していることが確認できる。 工事写真帳は写真管理基準に基づき作成されている。 起終点の表示が写真上で明示され、着手前と完成時が比較できる。 <input type="checkbox"/> その他() <p>バラツキが全て()%以内で 評価対象項目の()項目以上が該当</p>	<ul style="list-style-type: none"> 出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 	<ul style="list-style-type: none"> 出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、検査職員が文書で補修(手直し)指示を行った。 		
<p>●評価方法</p> <p>①チェック項目「・」のうち、該当項目は「○」、該当なしは「×」、評価の対象としない項目は「__」を選択する。</p> <p>②評価対象項目「□」のうち、該当項目は「■」、該当なしは「×」、評価の対象としないものは「__」とする。</p> <p>③評価対象項目の下欄のチェック項目「・」が複数の場合、チェック項目数の2/3以上あれば、□を■に変更する。⇒(該当していることを明示)</p>							<p>上記に該当があれば・ d</p>	<p>上記に該当があれば・ e</p>